

## 令和6年度所定疾患指節療養費(2)

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪について、投薬・検査・注射・処置等を行なった場合。同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。1回につき連続する10日間を限度として算定する。

月	病名				検査			注射		薬	処置			
	肺炎	尿路感染	慢性心不全憎悪	带状疱疹・蜂窩織炎	レントゲン (胸部)	血液検査	尿検査	捕液	抗生剤	内服薬・座薬	酸素	吸引	導尿	膀胱留置カテーテル
合計	1	2	0	1	0	2	2	0	1	11	0	0	0	0